

「志賀消防署開署式を見に行こう！」

4月1日から新庁舎で業務開始した志賀消防署の開署式が5月13日(木)に行われます。

開署式に併せて消防職員総合訓練を行います。

消防車、救急車、はしご車、防災ヘリコプターなどが参加する総合的な訓練です。

消防隊員の活動を一度ご覧ください。

日時 平成22年5月13日(木) 14時から

場所 志賀町西山台1丁目1番地(西山台ニュータウン付近)



完成した志賀消防署新庁舎



お礼の言葉を述べる徳田裕介さん

新社会人歓迎の集い

4月13日(火)に能登ロイヤルホテルで今春町内の企業に就職した新社会人32人(13事業所)が、志賀町商工会と富来商工会主催の「新社会人の歓迎を祝う集い」に招待されました。

式典では、小泉町長から歓迎の言葉があり、新社会人を代表して徳田裕介さん(榊和泉工業)がお礼の言葉を述べました。

式典後には、「社会人としての心構え」と題して「彩花」代表で、フリー講師の梢まさみさんが記念講演を行いました。

トキが町にやってきた

4月の中旬から町内各所で目撃されていたトキが、直海にいると住民から連絡があり、現場に直行しました。

トキは、電柱に止まり、じっとして動きませんでした。突然飛び立ち、近くの田んぼへ移動。

周りには多くの人だかりができましたが、動じることなく、餌のミミズを食べていました。

トキを見に来ていた小波久喜さん(直海)は「このままここに住み着いてほしい」と大喜びでした。



背中にある棒はGPSアンテナ



人に慣れた様子のトキ



お客さんに志賀町グリーン・ツーリズム協議会の活動内容などを説明する会長の細川さん

全国で25市町、県内では唯一モデル地域に選定

4月17日(土)に小泉町長が、農家レストランむろたにを訪れ、志賀町グリーン・ツーリズム協議会の活動内容の視察を行いました。

同協議会は今年度の「子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデル地域」に採択されました。

このプロジェクトは、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して行っている教育活動の一環です。

農山漁村での長期宿泊体験を通じて、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心など大きく成長させることを目的としています。

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

隣地との紛争に関する諸問題

Q：私は、以前から持っていた土地に家を建てることにしました。ただ、隣の土地に足場を作らせてもらわなければならないほど土地面積が小さいのが難点です。一度隣の空き地の持ち主であるAさんに「足場を作らせてもらえないか」とお願いしたのですが、聞き入れてもらえませんでした。私もせっかく購入した土地ですから、どうにかならないでしょうか。

A：土地所有者は、境界や境界付近で建物や塀を作ったり修繕したりするために、必要な限度で隣地を使用させてもらうよう隣地の所有者に請求することができます。相手方である隣人は、その請求が必要な限度を超えていない限り、承諾をする義務がありません。承諾を求める相手は隣地所有者の他、隣地の賃借人などの正当な使用者でもよいことになっています。

あなたが隣地であるAさんの土地を使用するためには、境界または境界の近くで建物や塀を作るあるいは修繕するために、隣地であるAさんの土地に立ち入る必要があること、そして、Aさんの承諾があることが必要です。

設問では、Aさんは聞き入れてくれないようですから、あなたは承諾が得られていない状態であり、このままでは隣地に立ち入ることはできません。隣人が承諾してくれない場合は、裁判でAさんの承諾に代わる判決を出してもらうかありません。急を要するのであれば、裁判に先立って、仮処分命令の

申請を裁判所に出せば、裁判所は必要に応じて土地の使用を命じてくれます。このようにして、土地所有者は、一定の場合には隣地・隣家に立ち入る権利が認められています。

Q：隣家の建築が進むにつれて、塀がないと窓を通して家の中が見えてしまうなどの不安が出てきました。そこで、隣家との境界に石塀を建てたいのですが、隣家に賛同してもらえず、協力が得られません。どのように対処すればよいでしょうか。

A：設問のような場合、民法は、建物と建物の空地の境界線上に、垣根や塀を作することを請求できるとしています。しかし、垣根や塀も多種多様ですし、日照などの問題から好みの問題までありますから、まずは十分な話し合いが大切です。また、地方の慣習がなければ費用は折半が原則ですが、協力を得るために、ときには調整する必要もあるでしょう。塀などの材質や大きさを、どうしても話し合いがまとまらないときは、協力を求める訴訟を提起して判決を得て設置することになりますが、この場合、民法は、板塀または竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さは2メートルのものではないと規定しています。

設問は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況のようですが、境界線上ではなく、すべて自分の費用負担で、自分の敷地の中に設置するのであれば、原則として自由に材質や大きさを決めて設置することができます。ただし、隣家の日照や通風を意図的に妨害したり、意図的でなくとも常識的な範囲を超えて妨害するようなものは権利の濫用と判断されて許されることがありますので注意してください。

SHIKATAWN
情報パーク

INFORMATION PARK

納税は
お忘れなく!!

納税のお知らせ
 ・軽自動車税全期
 ・後期高齢者保険料第2期の納期限は5月31日(月)です。

相談

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。
◆相談員 行政相談員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士、法務局が相談に応じます。

志賀地域

- ◆日時 5月14日(金)10時～15時
 - ◆場所 志賀町文化ホール2階
 - ◎志賀町社会福祉協議会本所 32-1363
 - △富来地域
 - ◆日時 5月10日(月)10時～15時
 - ◆場所 富来行政センター2階
 - ◎志賀町社会福祉協議会富来支所 42-2545
- ※6月の相談日は、人権擁護委員の日に合わせて両地域とも6月1日(火)に開設いたします。

無料法律相談を開催します

- ◆日時 5月24日(月) 10時～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎相談室
- ◆相談弁護士 國田武二郎弁護士(堀松出身・名古屋在住)
- ◆相談時間 1人30分(要予約)
- ◆募集定員 9人(予定)
- ※定員になり次第締め切りです。
- ※申込用紙は住民課と富来支所総合窓口にあります。

◎住民課 32-9121
 町内IP 8-32-9121

◎障害者福祉総合相談について
 ◆日時 5月12日(水) 13時30分～15時30分

◆場所 役場本庁舎相談室
 ◎健康福祉課 32-9131
 町内IP 8-32-9131

◎母子自立支援相談

ひとり親家庭などの相談に対応しています。くらしのこと、子

どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。
 ◆日時 5月27日(木)10時～15時
 ※毎月第4木曜日
 ◆場所 役場本庁舎相談室
 ◎子育て支援課 32-9122
 町内IP 8-32-9122

志賀町要保護児童対策地域協議会より

子どもが愛されていると実感できるコミュニケーションをしよう
 人は愛され理解されたがっている存在です。理解されないときの不満がたまることキレることもあります。突然子どもがキレたとき、本人も親も理由がよく見えず、怒ったり苦しんだりしますが、理由はあるのです。
 日頃から相手の話をじっくり聞く、同じ目の高さで考える、深い関心を払うといった姿勢を親が身につけることで、子どもは親に愛されている実感を得ることが出来ます。

子どもは愛されていると感じるとき、安定した気持ちで問題に立ち向かうことができます。そして不必要に攻撃的にならず、他者や問題を受け入れることができ、大きく成長できるのです。

◎七尾児童相談所 0767-53-0811

志賀町子育て支援課 32-9122
 町内IP 8-32-9122

◎ハローワーク相談
 ◆日時 5月19日(水) 14時～15時30分

◆場所 富来活性化センター
 ◎商工観光課 32-9341
 町内IP 8-32-9341

◎七尾法律相談センター
 ◆日時 毎週木曜日 (祝・祭日は除く) 13時30分～16時

◆場所 七尾駅前パトリア 5階「フォーラム七尾」
 ◆相談料 30分以内5千円

※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。
 ①クレサラ相談
 ②負担が困難な人で法律扶助資力基準に該当する人

※相談希望者は相談日前日の17時まで金沢弁護士会(076-221-0242)へ電話予約してください(先着5人)。

お知らせ

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ
 皆様のご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞ

お気軽に利用してください。設置日時は次のとおりです。

- ◆健康福祉課窓口
- ※第2・第3・第4(火曜日) 10時～正午(5/11・18・25)
- ※第1・第2(木曜日) 10時～正午(5/6・13)
- ※第3・第4(木曜日) 14時～16時(5/20・27)
- ◆富来支所総合窓口
- ※第1・第3(木・水曜日) 14時～16時(5/6・19)

大雨などの気象警報を市町村ごとに発表します!!
 気象庁では、5月27日(予定)から、気象警報・注意報を市町を対象として発表します。例えば、金沢市に災害発生のおそれがある場合はこれまで、金沢市を含む「石川県」、「加賀」、あるいは「加賀北部」に対して警報・注意報を発表していますが、「金沢市」と明示し発表します。テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(J-アドレス <http://www.jma.go.jp>)

物品売払い	消防車	平成5年式	601,000円	クラウン	平成9年式	25,000円	樹木(もみじ)	1,000円
結果	消防車	平成3年式	601,000円	クラウンワゴン	平成7年式	20,000円		

www.jma.go.jp/ や国土交通
省防災情報提供センターの携帯
電話サイト (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaiho/i-index.html>) に掲載する予定です。
岡金沢地方気象台防災業務課
☎076-260-1462

募 集

志賀町心身障害者福祉 協会総会参加者募集

◆日時 6月2日(水) 10時から
◆場所 いこいの村能登平島
◆対象 志賀町心身障害者福祉
協会会員
◆参加費 1,000円
◆申し込み 各地区役員まで
※5月12日(水)締め切り
※「藍れい子歌謡ショー」も同
時開催予定
岡志賀町社会福祉協議会
☎42-2545

催し物

◆日時 5月25日(火)
8時30分～13時
◆場所 道の駅「旬菜館」前
※皆さんのお越しをお待ちして
います。

花のミュージアム フローリーのイベント

ゴールデンウィーク期間中
(5月1～5日)、いろいろなイ
ベントを準備しております。
☆スプリングナイト
5月2(祝)～4(祝)開館時間を延
長営業(19時まで開館)
☆アンサンブルコンサート
5月4日(祝)13時、16時
ピアノと木管楽器六重奏
☆フラワールアレンジメント教室
5月8日(土)13時30分
参加費 2,000円
講師 隈部広美氏
※予約受付締切5月6日(木)
☆さくら貝クラフト教室
5月23日(日)10時、13時
参加費 無料
講師 浜口初美氏(ふるさと匠)
※各回15人
予約受付締切5月16日(日)
☆ホイップデコレーション教室
5月30日(日) 10時30分
参加費 500円
講師 フローリースタッフ
※予約受付締切5月23日(日)
☆ギャラリー出展者募集
※詳しくはお問い合わせください。
●花のミュージアム フローリー
☎0767-32-8787

注意の花

志賀町社会福祉協議会から
寄付のお知らせ
◇石川県信用金庫協会様から、

軽車両購入費として115万円

5月の窓口延長業務の お知らせ

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・
所得証明等の発行業務
5月8日(土)・15日(土)・22日(土)・29
日(土) 9時～12時30分
(注意)

●窓口延長業務は志賀町役場本
庁舎、住民課窓口での取り扱い
となります。諸証明発行業務で
一部取扱いできない業務もあり
ますので、事前に電話などで確
認の上、窓口にお越しください。
●住民課 ☎32-9121
町内IP 8-32-9121

町長談話室の日程

◆日時 5月19日(水)
13時30分～15時30分
◆場所 役場 本庁舎1階
◆日時 5月12日(水)・26日(水)
13時30分～15時30分
◆場所 富来支所
※開始時刻および終了時刻は都
合により変更になる場合があります
ますので、事前にご確認ください
い。

●総務課 ☎32-1111
町内IP 8-32-1111

マイ保育園の登録が町内全園で可能になりました。

◎マイ保育園とは？

- ①育児体験
出産までに保育園見学、おむつ交換、授乳、沐浴、離乳食
づくりなどの育児体験ができます。
- ②一時保育
半日500円で3歳未満の児童を一時的に保育園に預けるこ
とができます。(半日通常料金(公立1,200円・私立1,400円))
(一時保育半日利用助成券を3枚交付します)
※母子手帳交付時に交付済
- ③育児支援
育児支援や育児教室などに参加できます。

◎マイ保育園の登録はどうするの？

町内の各保育園で登録することができます。
詳しくは下記保育園までお問い合わせ下さい。



母子健康手帳交付と不妊治療費助成の 窓口が保健福祉センターへ

6月1日から、子育て支援課で行っていた「母子健康手帳交付」と「不妊治療費助成」の窓口が、志賀町保健福祉センターに変わります。
保健に関するさまざまな住民サービスを保健福祉センターに集約し、よりきめ細かな保健サービスを各ライフステージに合わせて提供します。
また、富来支所での母子健康手帳交付は今まで通り行いますので、どうぞご利用ください。
お問い合わせ 志賀町保健福祉センター
☎32-0339 町内IP 8-32-0339

定着促進事業の申請はお済みですか。

第3子以降の小学校・中学校・高等学校の入学にあたり、町では助成金を交付しています。
申請期限は、5月7日(金)までとなっています。対象者は至急申請にお越しください。
申請・お問い合わせ
志賀町子育て支援課 ☎32-9122

【公立保育園】			
高浜保育園	32-0214	下甘田保育園	36-1240
志加浦保育園	32-0427	中甘田保育園	32-0369
上熊野保育園	38-1012	とぎ保育園	42-0366
土田保育園	37-1002	ますほ保育園	42-0277
加茂保育園	36-1205		
【私立保育園】	志賀町乳幼児保育園	32-2640	